

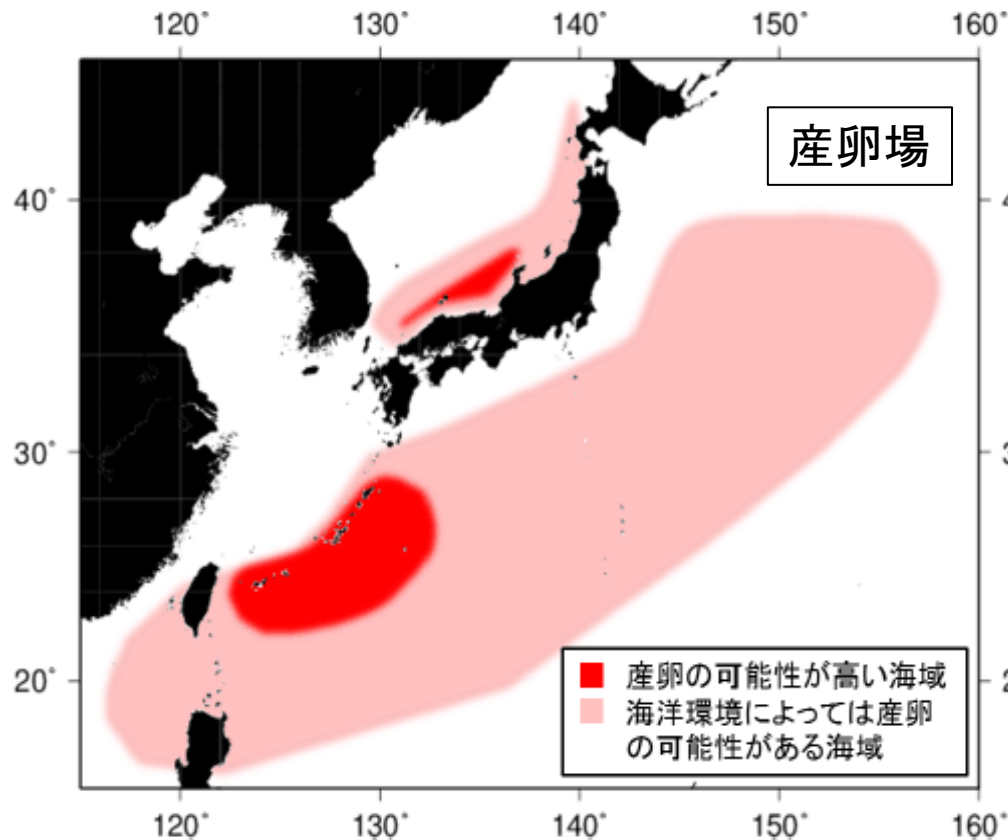
太平洋クロマグロの資源状況と 管理の方向性について

平成29年8月
水産庁

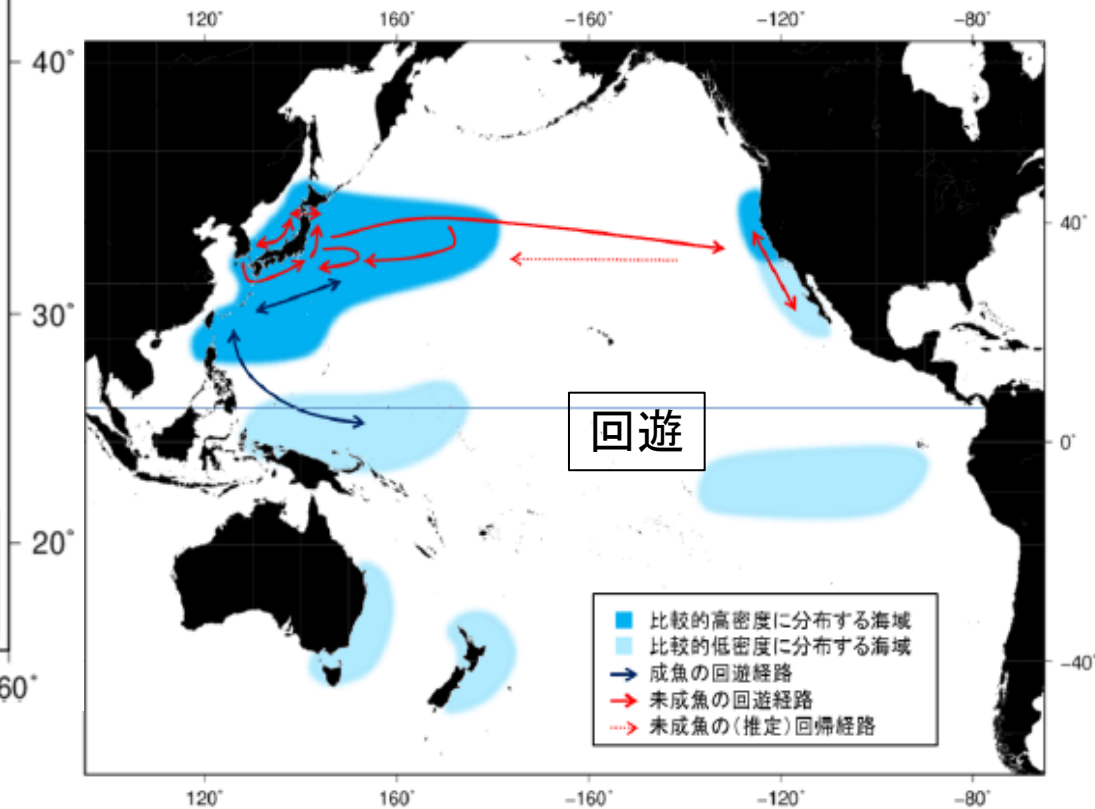
I . 太平洋クロマグロの資源状況について

1. 太平洋クロマグロの分布・生態について

- 産卵場は、日本水域が中心(南西諸島から台湾東方沖、日本海南西部)
- 小型魚の一部は、太平洋を横断して東部太平洋まで回遊(メキシコにより漁獲)

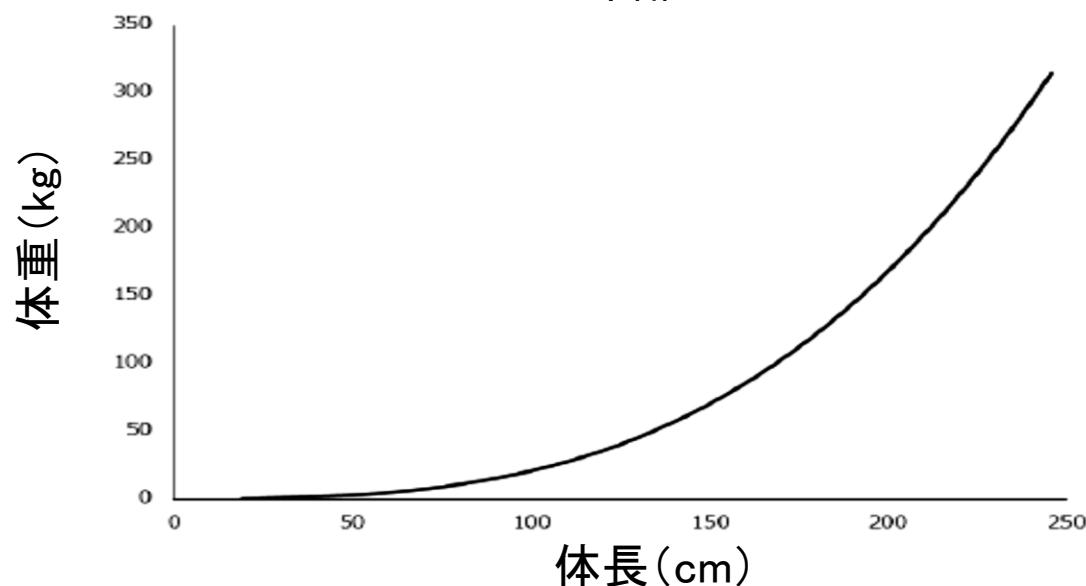
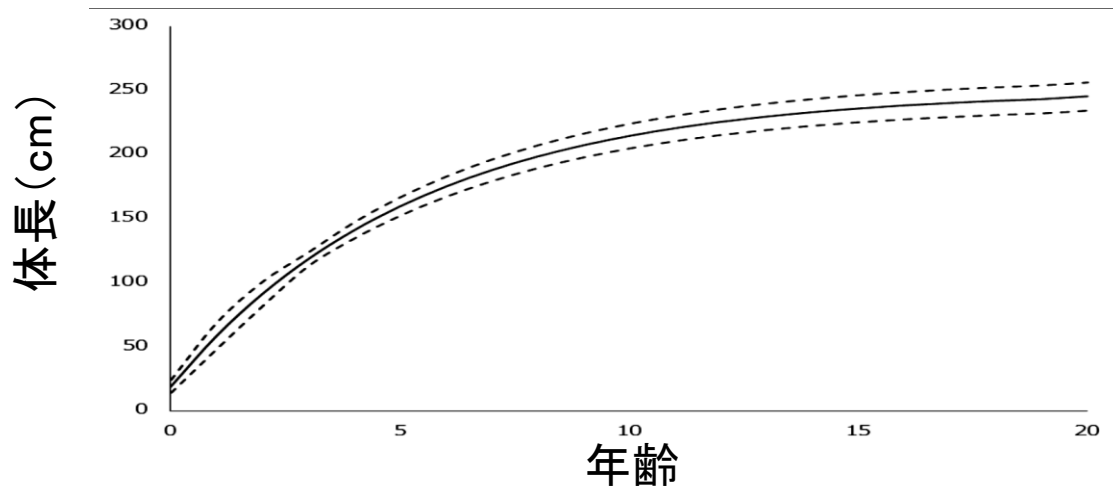


産卵期: 日本南方～台湾東沖 4～7月
日本海 7～8月



2. 太平洋クロマグロの成長について

- 3歳で一部が成熟開始、5歳で全てが成熟。
- 体長1m程度では未成熟魚。

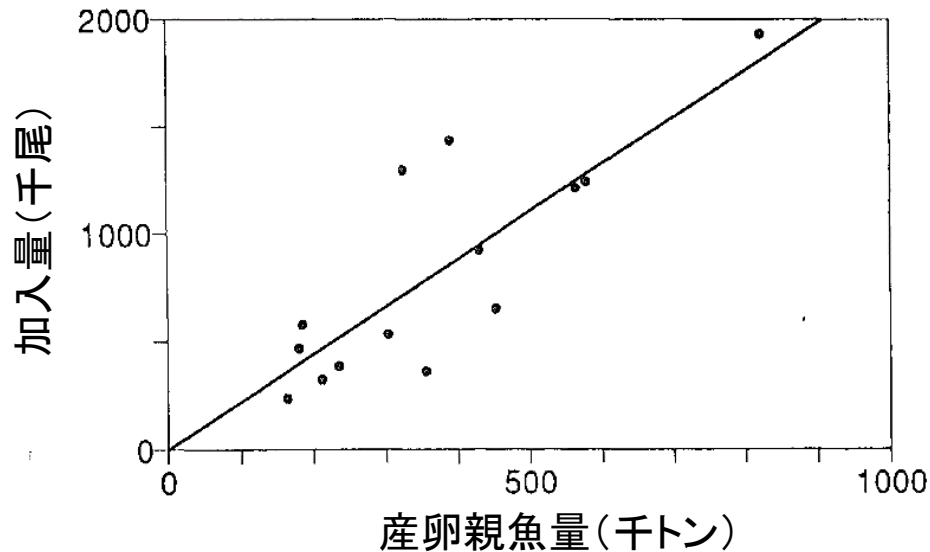


- 0歳: 19.1cm 0.2kg
- 1歳: 58.6cm 4.4kg
- 2歳: 91.4cm 16.1kg
- 3歳: 118.6cm 34.5kg
(全体の20%が成熟)
- 4歳: 141.1cm 58.4kg
(全体の50%が成熟)
- 5歳: 159.7cm 85.2kg
(全体の100%が成熟)

※ 南西諸島での産卵時期は4～7月

3-1. 産卵親魚量と加入量の関係（クロマグロ以外の例）①

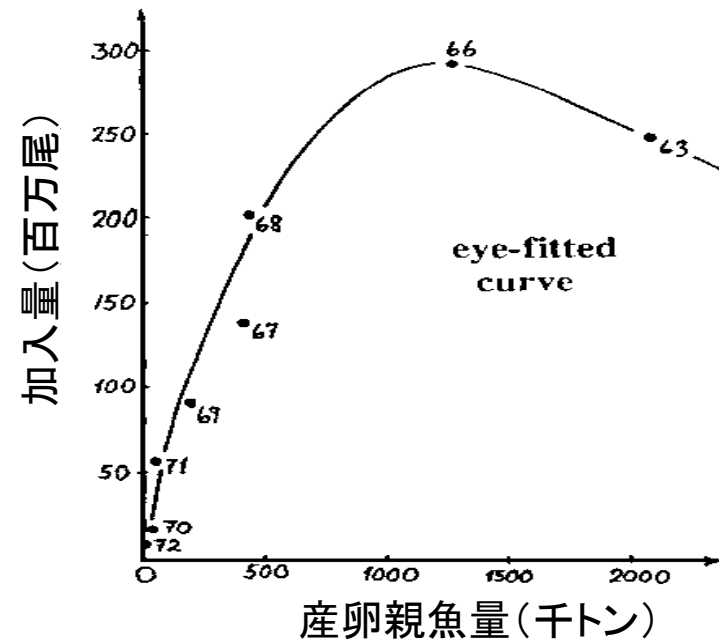
Fraser River(カナダ)のサケ



出典:

Hilborn and Walters 1992
Quantitative Fisheries Stock Assessment
Choice, Dynamics & Uncertainty

北海のニシン

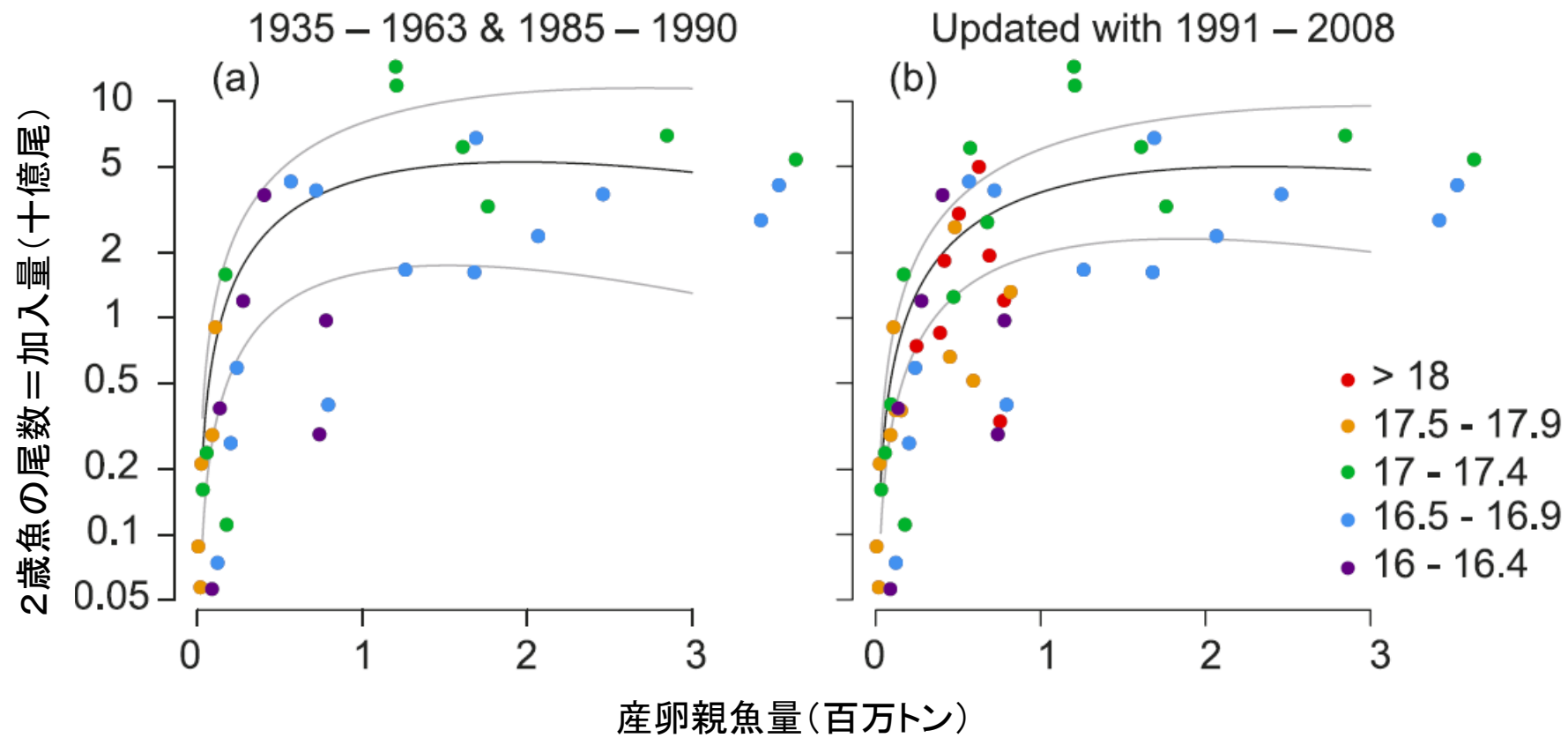


出典:

Sparre and Venema 1998
Introduction to tropical fish stock assessment
Part I: Manual
(FAO Fisheries Technical Paper 306/1 Rev.2)

3-2. 産卵親魚量と加入量の関係（クロマグロ以外の例）②

北米太平洋沿岸のマイワシ



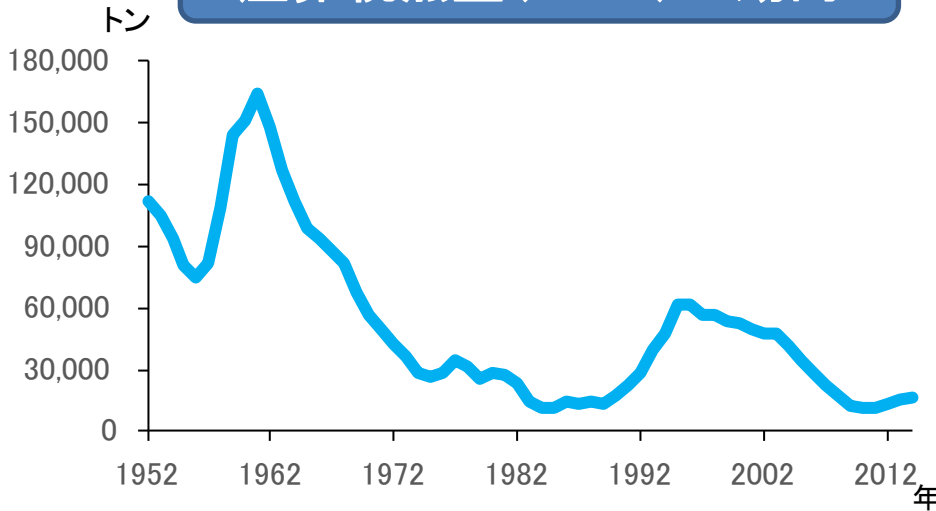
出典:

McClatchie, Goericke, Auad and Hill 2010
Re-assessment of the stock-recruit and temperature-recruit relationships for Pacific sardine (*Sardinops sagax*)
(Can. J. Fish. Aquat. Sci. Vol. 67)

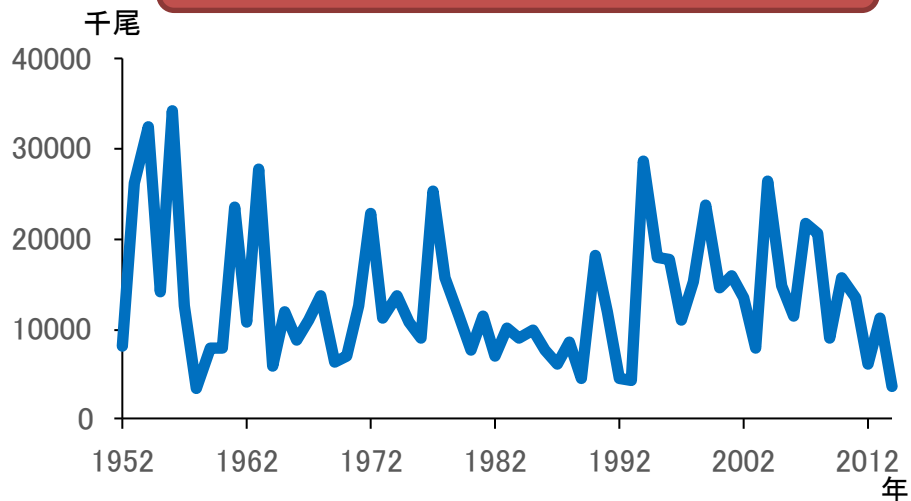
色はスクリップスで測定された水温(°C)を示す

4. 太平洋クロマグロの産卵親魚量と加入量の関係

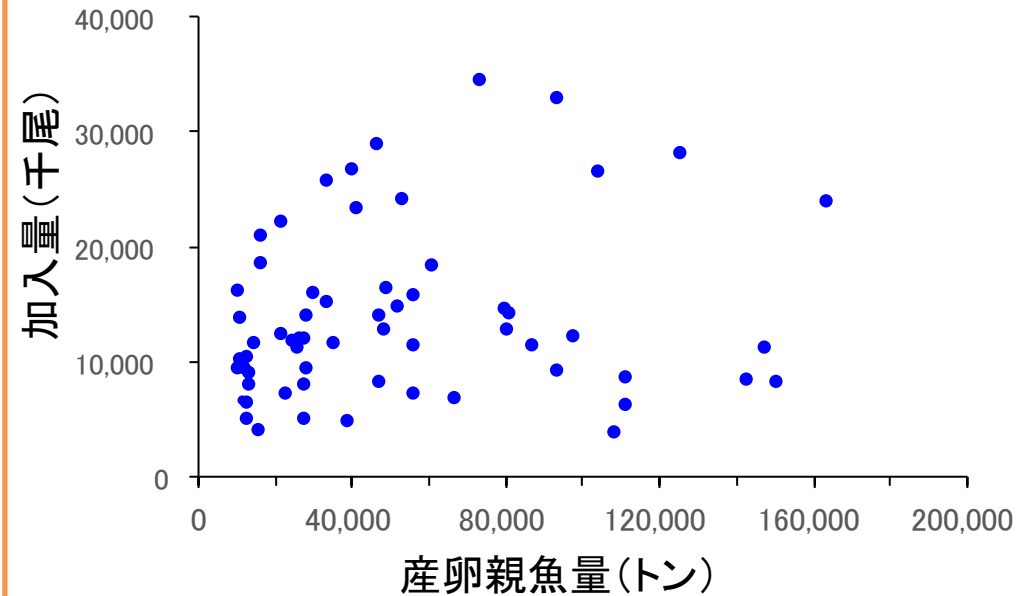
産卵親魚量(SSB)の動向



0歳魚の加入状況



産卵親魚量と加入量の関係

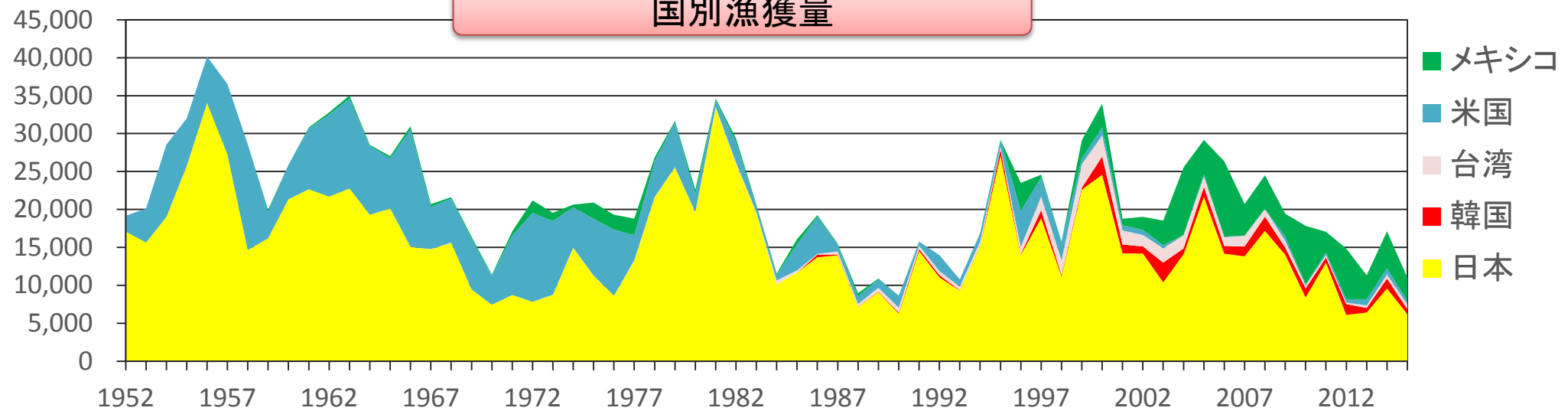


・産卵親魚量と加入量は相関関係が見られない。

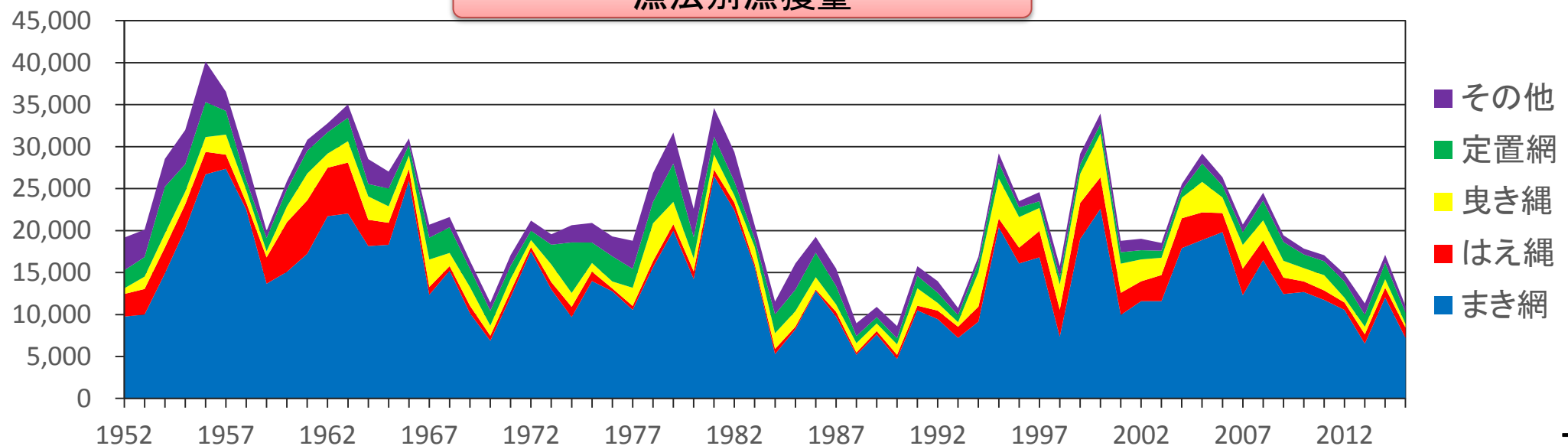
5. 太平洋クロマグロの国別・漁法別漁獲状況

漁獲量(トン)

国別漁獲量

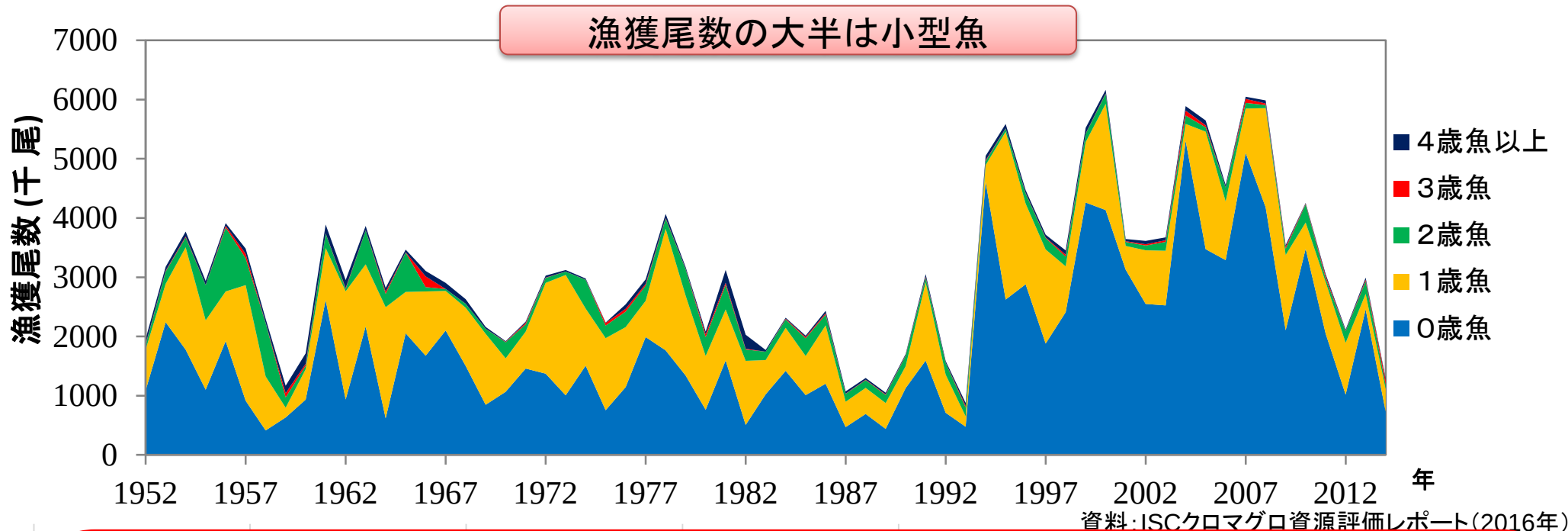


漁法別漁獲量



資料:ISC16レポート(2016年※2015年は暫定値)

6. 太平洋クロマグロの年齢別漁獲状況



太平洋クロマグロ年齢別漁獲尾数割合 (2005-2014年の平均)



大型魚(4歳以上)
の漁獲はわずか

4歳魚以上: 主としてはえ縄、
津軽海峡の漁業(手釣りなど)
(食用向け)

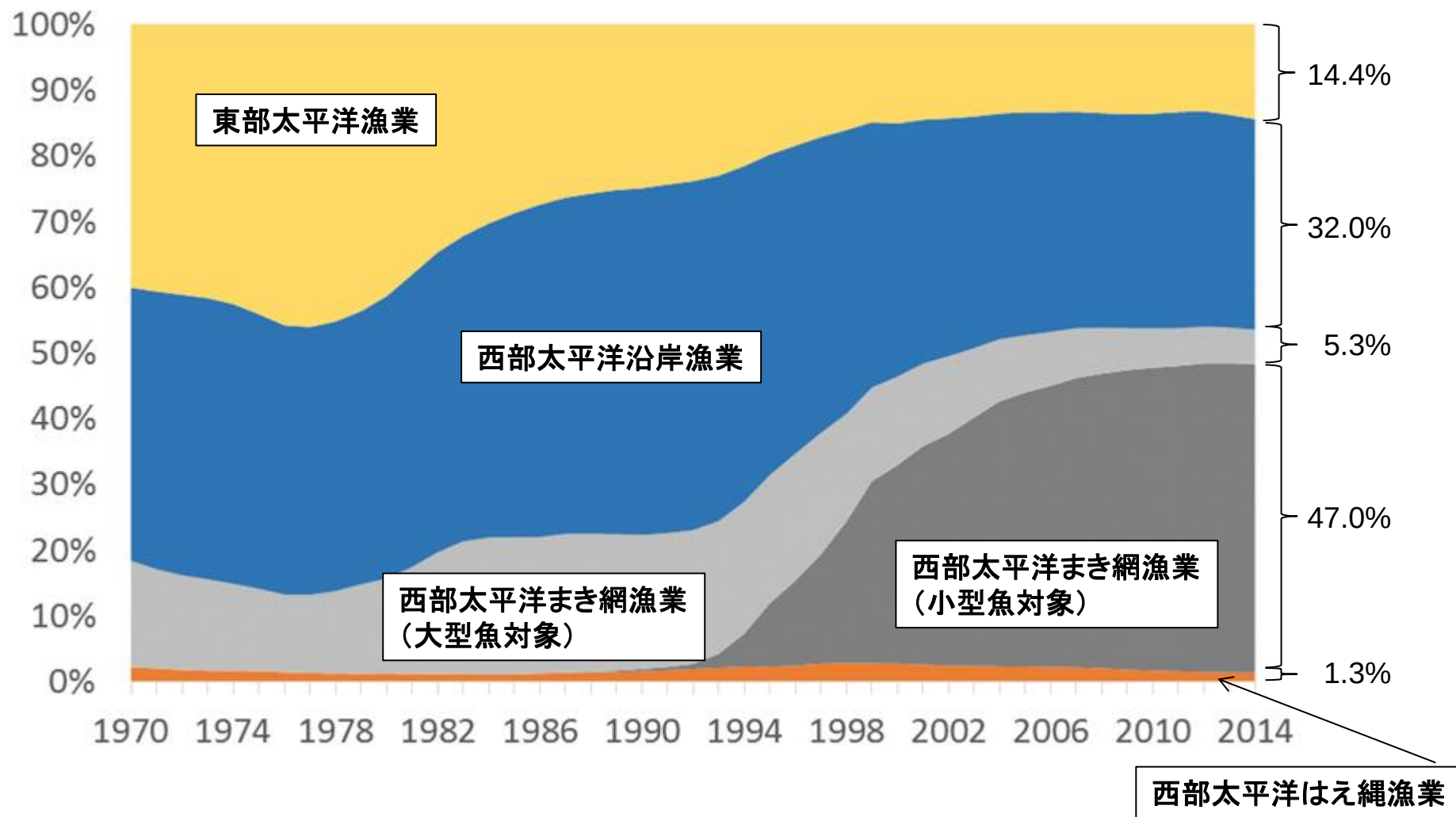
0歳魚: 主として曳き縄、西日本の
まき網(食用、養殖向け)

1歳魚: 主として西日本のまき網、
曳き縄、韓国のまき網(食用)

2歳魚: 主としてメキシコのま
き網(蓄養向け)

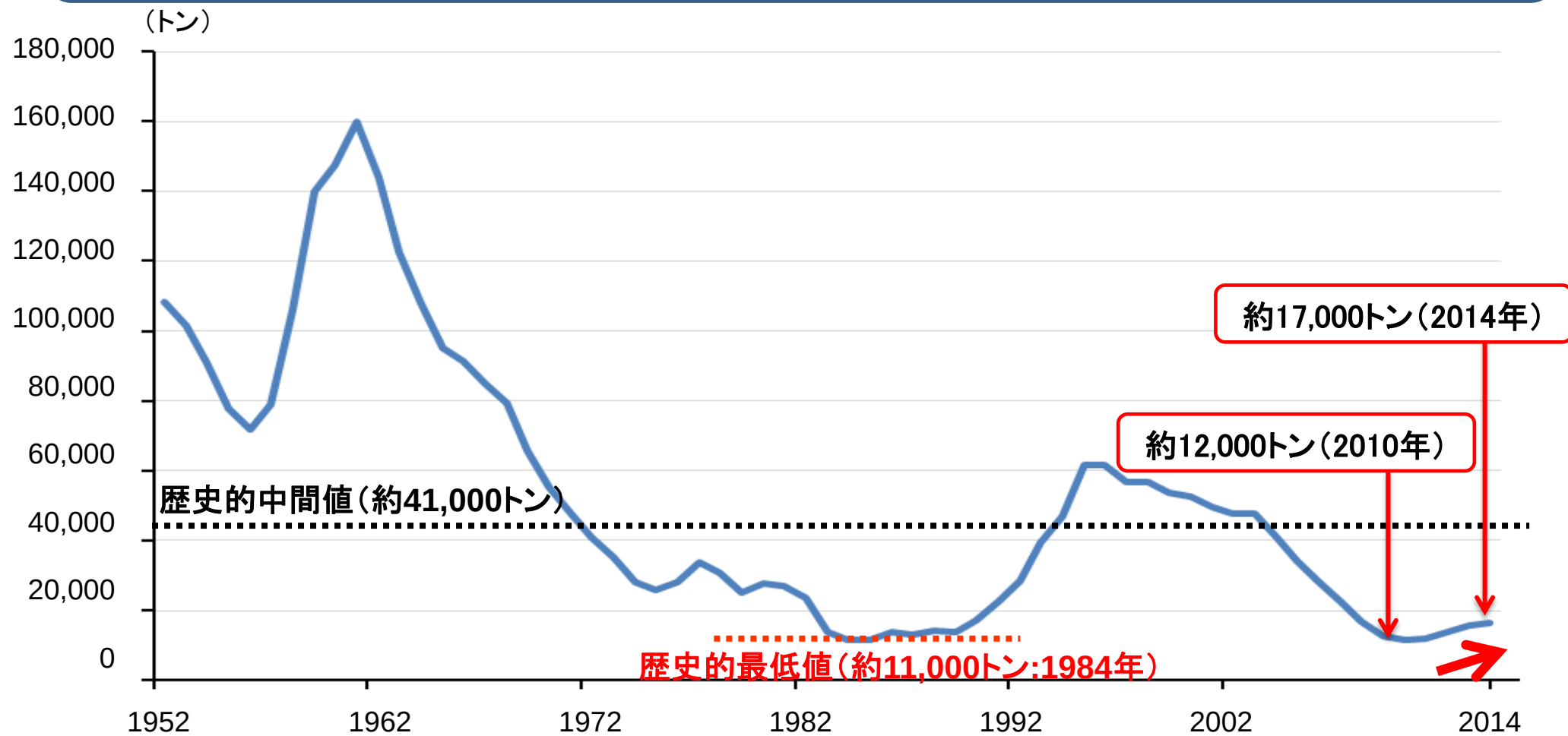
3歳魚: 主としてメキシコのま
き網(蓄養向け)、日本海ま
き網(主に食用向け)

7. 各漁業が親魚量に与えるインパクト



8. 太平洋クロマグロの親魚資源状況

- 2014年の親魚資源量は、約1.7万トンで、依然として歴史的最低水準付近であり、初期資源量^(*)の約2.6%。
- 一方、1996年から続いていた減少傾向に歯止めがかかり、2010年以降は増加傾向。



資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2016年)

(*) 初期資源量: 資源評価上の仮定を用いて、漁業が無い場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字

9. 国際委員会における決定事項

(1) 中西部太平洋: WCPFC

- ① 親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。
- ② 30kg未満の小型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から半減。(我が国は4,007トン)
- ③ 30kg以上の大型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から増加させない。(我が国は4,882トン)

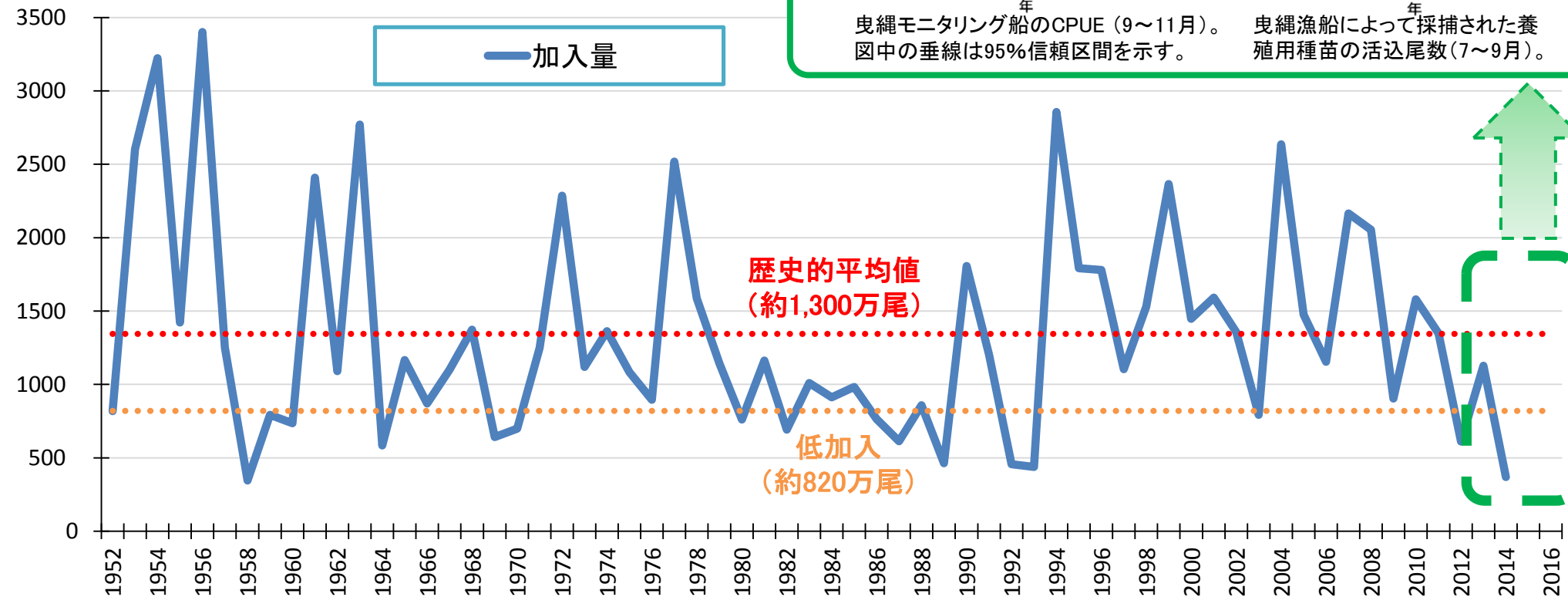
(2) 東部太平洋: IATTC

- ① 親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。
- ② 商業漁業については、2017年及び2018年の年間漁獲上限は3,300トン原則とし、2年間の合計が6,600トンを超えないように管理。
- ③ 漁獲のうち、30kg未満の小型魚の漁獲の比率を50%以下とするよう努力。

10. 0歳魚の加入(発生)状況

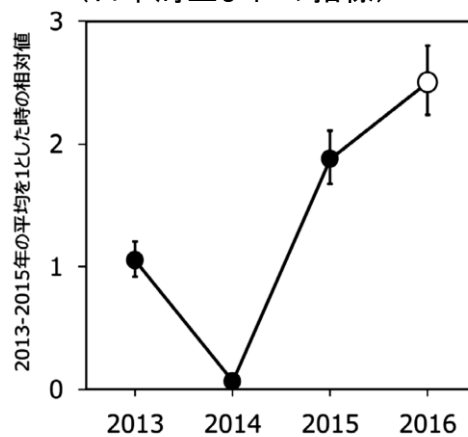
- 加入量は大きく変動
- 2014年の加入量は極めて低水準(ただし、将来予測には折込み済)。直近5年間の平均も、歴史的平均以下。
- 2015年の水準は2014年より高いが、低位の可能性大。
- 2016年の水準は2015年を上回る可能性大。

(万尾)



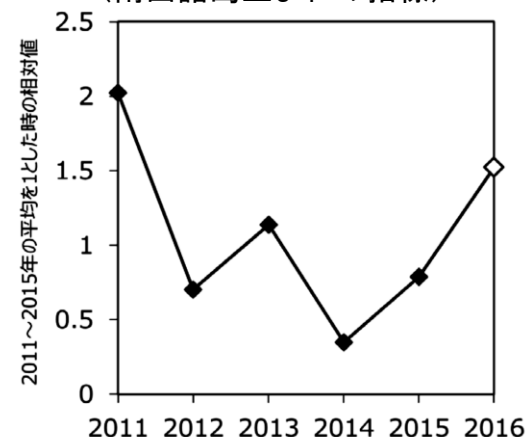
太平洋クロマグロ加入量モニタリング速報

(日本海生まれの指標)



曳縄モニタリング船のCPUE (9~11月)。
図中の垂線は95%信頼区間を示す。

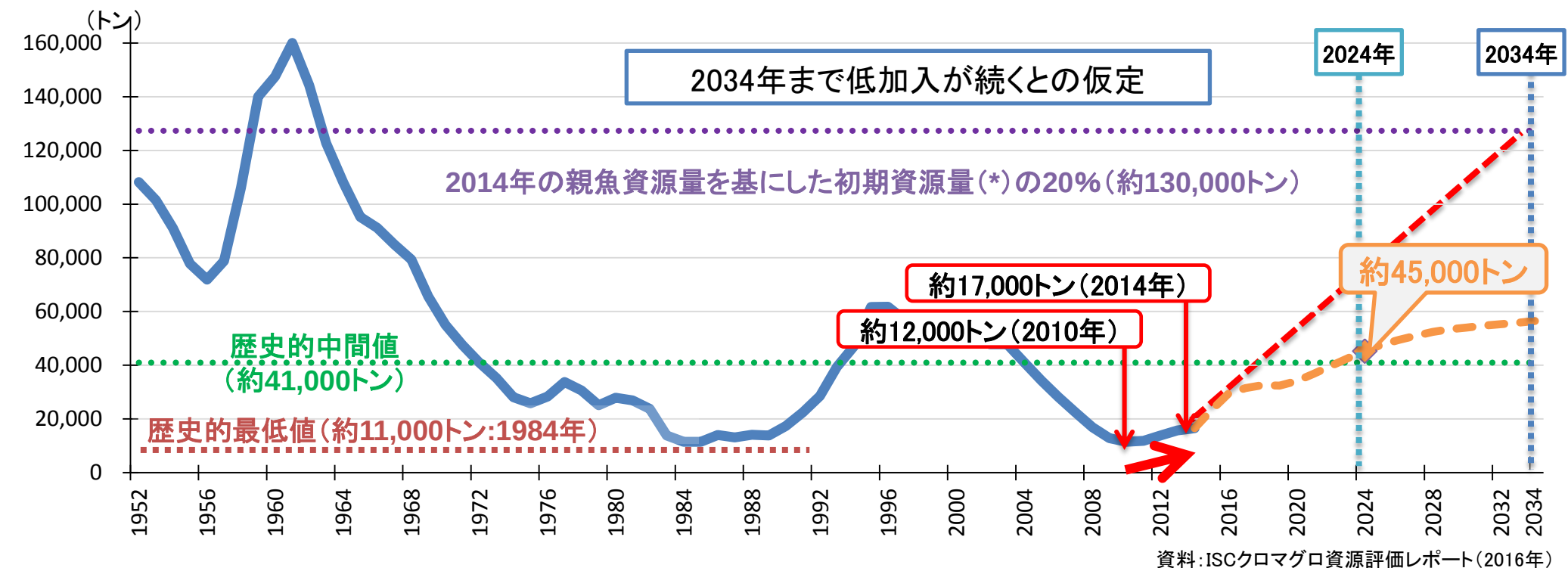
(南西諸島生まれの指標)



曳縄漁船によって採捕された養殖用種苗の活込尾数 (7~9月)。

11. 太平洋クロマグロの親魚資源量の回復予測

- WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）の暫定回復目標は、「親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させること。」
- 今後、低加入が続いたとしても、現在の措置（小型魚半減等）を継続すれば暫定回復目標は達成可能（62%）。

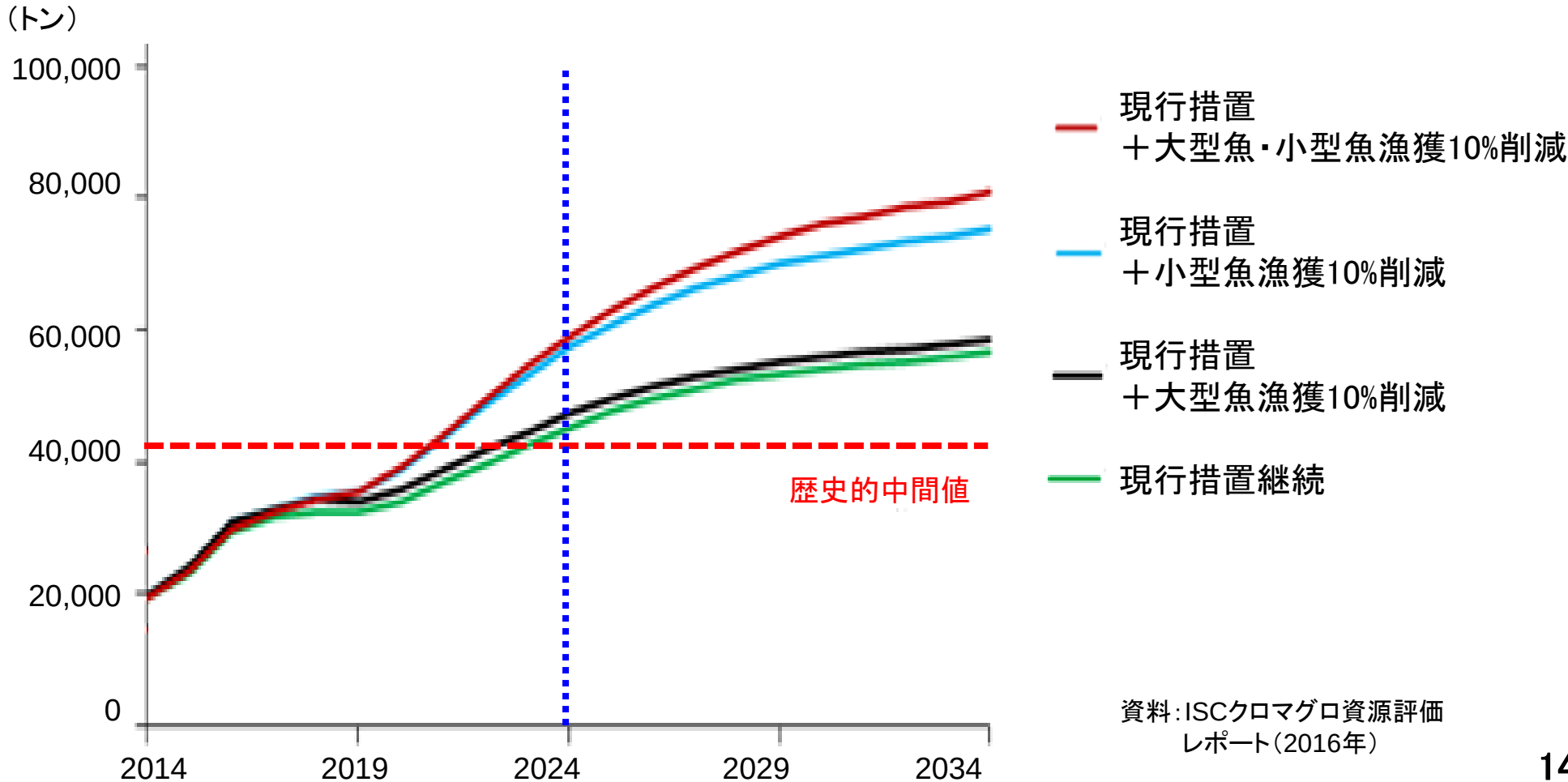


(*) 初期資源量: 資源評価上の仮定を用いて、漁業が無い場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。
かつてそれだけの資源があったということを意味するものではない。

12. 小型魚削減と大型魚削減の効果の比較

(低加入を想定した場合)

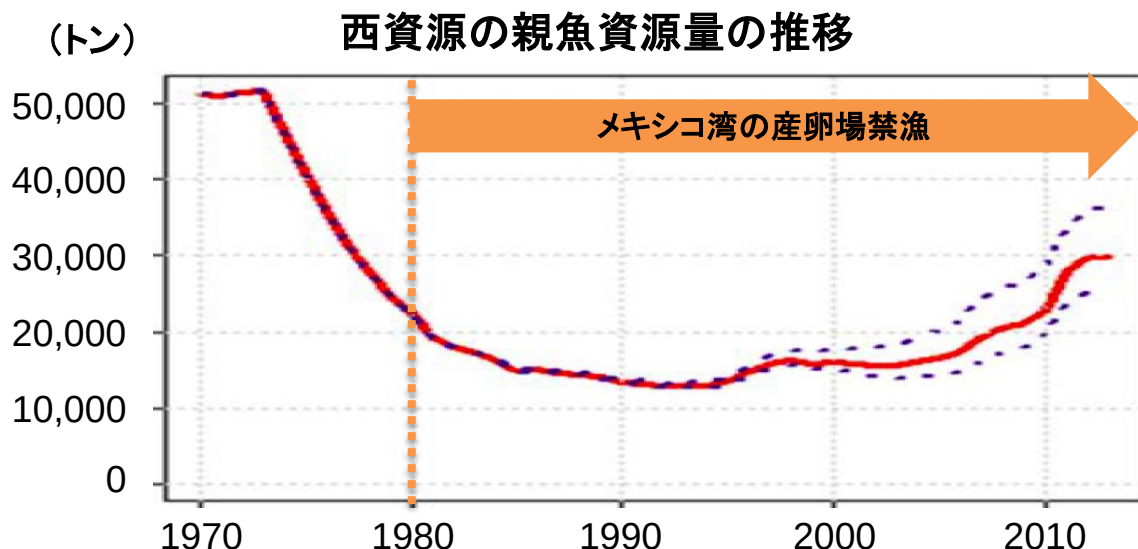
	現行措置継続	現行措置 + 小型魚漁獲10%削減	現行措置 + 大型魚漁獲10%削減	現行措置 + 大型魚・小型魚漁獲10%削減
歴史的中間値 回復確率	61.5%	85.3%	67.2%	86.2%



13. 大西洋クロマグロにおける産卵魚漁獲について

1. 西資源

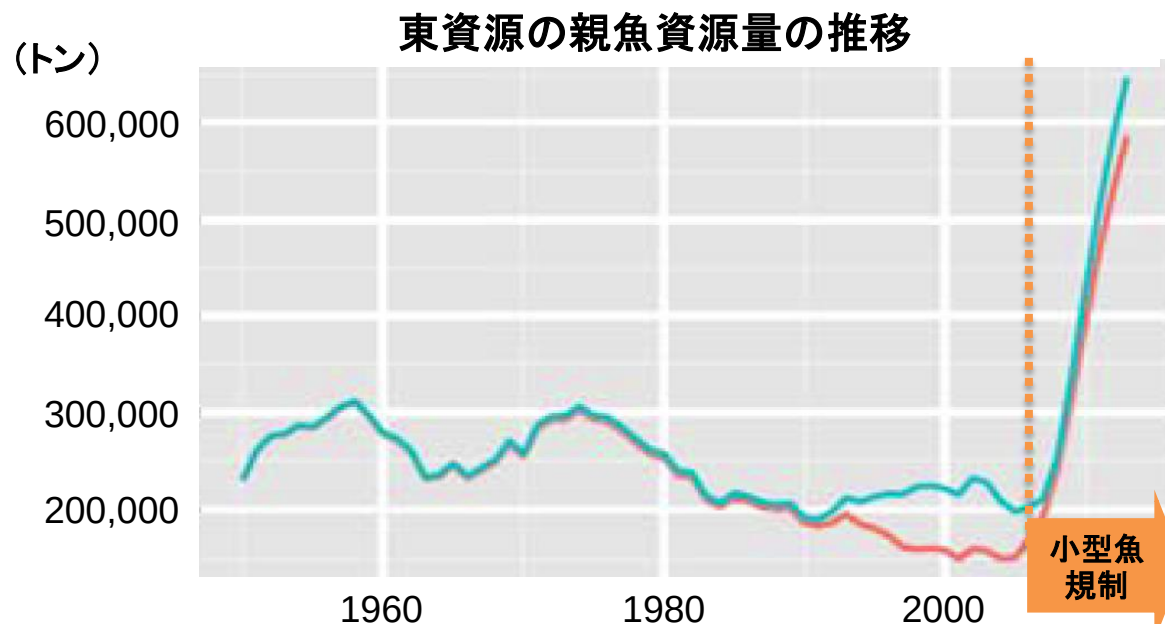
1982年に産卵場のメキシコ湾を禁漁にしたが資源はあまり回復せず



出典: 2016 ICCAT SCRS報告書

2. 東資源

漁獲の6割が地中海における産卵魚だが、2006年から小型魚規制、2009年からTAC大幅削減を行ったことにより資源は急速に回復



出典: 2016 ICCAT SCRS報告書

Ⅱ．本年のWCPFC北小委員会における太平洋クロマグロを巡る議論について

14. ISC太平洋クロマグロに関するステークホルダー会合について

1. 昨年のWCPFC北小委員会で、暫定回復目標を達成した後、2030年までの次期回復目標を本年の北小委員会で作成することに合意。また、昨年12月のWCPFC年次会合は、北小委員会に対し、遅くとも2034年までに $B_{F=0}$ * 20%まで資源を回復させる保存管理措置を策定すべきとの示唆を十分に考慮するよう要請。
2. WCPFCはこれらについて検討するために、太平洋クロマグロの資源評価を行うISC（北太平洋まぐろ類国際科学小委員会）に対して、漁獲制限の違いにより資源量等がどのように変動するかについての将来予測を行うよう要請。
3. 本年4月にステークホルダー（関係者）約170名の出席を得て本会合が開催され、ISCが将来予測結果を説明。
4. ISCは、将来予測の結果とともに、会合で参加者から出された意見を取りまとめ、本年8月の北小委員会中に開催される「合同作業部会」（※）に報告。
「合同作業部会」は、これをもとに太平洋クロマグロの資源管理の次期回復目標について議論。

（※）WCPFC北小委員会及びIATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）との合同作業部会
* $B_{F=0}$ （初期資源量）：資源評価上の仮定を用いて、漁業がない場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字

15. ISCが検討した将来予測に関する漁獲制限シナリオ一覧

15種類の漁獲制限シナリオ

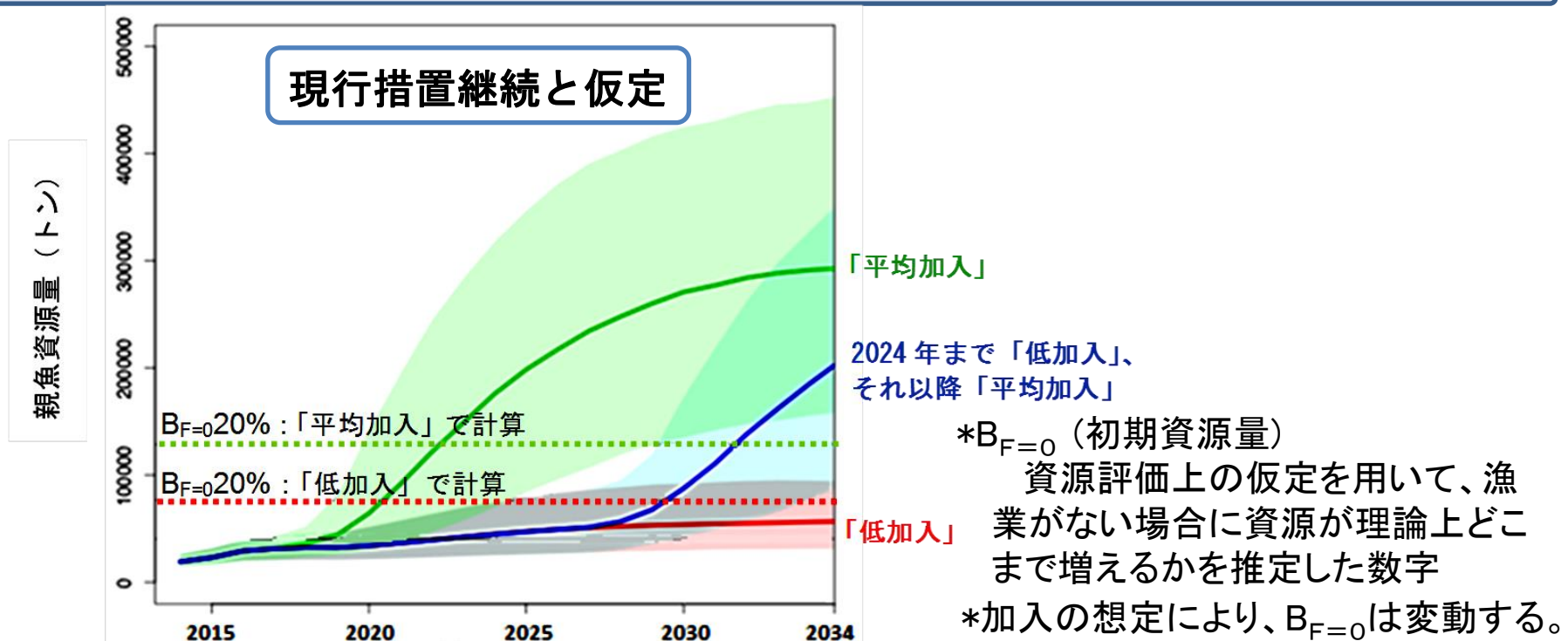
	中西部太平洋		東部太平洋
	小型魚	大型魚	
①	現行措置継続		
②	漁獲量を2010～2012年の平均(小型魚:6,384t、大型魚2,786t)から半減		
③	現行措置継続		漁獲量を2002～2004年の平均(4,658t)から半減
④	10%追加削減	漁獲制限なし ^(注)	漁獲制限なし ^(注)
⑤			現行措置継続
⑥		現行措置継続	
⑦	30%追加削減	漁獲制限なし ^(注)	漁獲制限なし ^(注)
⑧			現行措置継続
⑨		現行措置継続	
⑩	漁獲努力量を2011-2013年の平均から約45%削減、漁獲制限なし		
⑪	現行措置継続	2002-2004年の平均漁獲量(12,896t)－小型魚漁獲制限	現行措置継続
⑫	50%追加削減		現行措置継続
⑬	モラトリアム(操業禁止)		
⑭	現行措置継続(小型魚の定義を30kg未満⇒85kg未満に変更)		
⑮	現行措置継続(加入シナリオ変更(2024年まで:低加入、2024年以降:平均加入))		

注: 漁獲制限なしであっても、漁獲努力量には一定の制限がなされている。

16. ISCによる将来予測結果のポイント①

1. 前提となる加入条件

- (1) 今後2034年までの加入の想定を、「平均加入」(1,340万尾)とするか「低加入」(820万尾)とするかで結果は大きく異なる。
- (2) このため、ISCは追加的に、2024年までは低加入を使い、その後2034年まで平均加入を使ったシミュレーションを実施。
- (3) ただし、ISCは、2024年以降の加入について、どのような想定にすべきかといった判断は行っていない。



図：加入シナリオ別親魚資源量

17. ISCによる将来予測結果のポイント②

2. 2034年までに $B_{F=0}$ 20%を目標とした場合に達成可能なシナリオ

- 平均加入の場合、現行措置を継続【シナリオ1】すれば、目標達成。
- 2024年まで低加入で、その後平均加入であったとしても、現行措置継続【シナリオ15】すれば、目標達成。

《低加入の場合》

- 目標達成は以下の5つの漁獲シナリオ。
(なお、2034年まで低加入という想定だと $B_{F=0}$ 20%の値は12.9万トンから7.7万トンまで下がる)。
- ① 漁獲量を2010～2012年の平均から半減(漁獲上限は小型魚3,191トン、大型魚1,393トン)【シナリオ2】
- ② 小型魚漁獲を現行より3割削減(2,850トン)し、大型魚漁獲を一定程度増加【シナリオ8】
- ③ 漁獲努力量約45%減【シナリオ10】
- ④ 小型魚漁獲を現行より半減(2,003トン)し、大型魚漁獲を増加(10,893トン)【シナリオ12】
- ⑤ 操業停止【シナリオ13】

3. まき網の漁獲上限について

- まき網の漁獲上限について、小型魚から大型魚に250トン移譲すると、低加入を用いた場合でも、暫定回復目標を達成する確率は現状の62%から73%に上昇。

18. 参加者から出た意見についての議長要約

- ① 日本の沿岸漁業者から、漁獲量の更なる削減は受け入れられない、資源が増えたのだから漁獲上限を緩和して欲しいとの発言が多く出た。
資源が増えているとの意見については、今般の漁獲状況の改善は小型魚の来遊が増加したことに伴うものであり、親魚資源の回復は今後の資源評価において確認されることは留意する必要がある。加入量は毎年変わるため、今後もしっかりとモニタリングする必要があるだろう。この他、彼等から国際ルール遵守及びデータ提出に向け努力するとの発言が出たことは大事なこと。
- ② 定置網業界からは、小型魚の放流に努力するとの発言があり、この取組が広まることを期待。まき網業界からは、小型魚漁獲上限から大型魚漁獲上限への振替を検討中との発言があった。
- ③ $B_{F=0}$ （初期資源量）の概念について疑問があるとの発言が出た。1つの指標ではあるが、餌資源が減少している中で本当に信頼できるのかとの発言も出た。
- ④ 産卵期の親魚を保護すべきとの発言が出たが、科学的には、現時点でISCから根拠は示されていない状況。他方、漁獲物の経済的価値を高めるべきということについては論を待たない。魚価が低い時期の漁獲は避けた方が望ましい。
- ⑤ $B_{F=0}$ 20%まで資源回復させることを約束すべきとの発言が多く出た。資源状態が悪いため、管理措置の検討は低加入シナリオに基づくべきとの発言も出た。

19. 本年の国際会議

8月28日
～9月1日

WCPFC北小委員会(韓国)
(会合期間中にIATTCとの合同作業
部会を開催)

次期管理目標を含むクロマグロ
長期管理方策案を決定

提出

12月3日
～12月8日

WCPFC年次会合(フィリピン)

20. 合同会合に提出した日本提案の概要

1. WCPFCの要請事項として

(1) 次期管理目標

親魚資源を歴史的中間値まで回復させた後の次の目標

(2) 長期管理方策

① 漁獲制御ルール

資源変動に応じて管理措置を自動的に改訂するルール

② 管理基準値

長期的に資源を維持すべきレベル(目標管理基準値)や資源がこれ以下となった場合に管理措置を強化するレベル(限界管理基準値)

(3) 緊急措置

加入の著しい低下が起こった際に緊急的にとられる措置

2. 日本として実現を目指すべき事項として

(1) 親魚資源が増大した際の漁獲上限の増大

(2) 漁獲対象を小型魚から大型魚へと移行

21. 日本提案(次期管理目標)

「遅くとも2034年までに $B_{F=0}$ の20%まで親魚資源を回復させるべき」というWCPFC年次会合からの示唆を考慮

昨今の来遊状況を踏まえれば、現行より漁獲量を更に削減することは受け入れ困難

- 2024年までは低加入、それ以降は平均加入という想定の下で2034年までに $B_{F=0}$ 20%まで親魚資源を回復
- 加入の想定が異なり目標を達成できない場合は回復計画を見直し
- $B_{F=0}$ 20%は必要に応じて見直し

22. 日本提案(漁獲制御ルール)(暫定回復目標達成まで)

現在の暫定回復目標:

「2024年までに、少なくとも60%の確率で親魚資源を歴史的中間値(約4万1千トン)まで回復させる」



資源評価の結果、暫定回復目標の達成確率が

60%を下回った場合

60%に戻るよう、管理措置を自動的に強化(漁獲上限の削減や小型魚から大型魚への振替え)

65%を超える場合

65%を維持する限り、小型魚漁獲上限増加可能(ただし大型魚に振り替える場合はX倍漁獲可能)

23. 漁獲上限増大の可能性とリスク

親魚の資源状態が低位にある状況で、漁獲枠を増やすためには、

- (1) 資源評価の結果、親魚資源が予定よりも大幅に増加していることが確認され、
- (2) 日本が漁獲枠を遵守する能力があることを示し、
- (3) 安全性を十分見込んだ漁獲制御ルールに従うことが必要

ただし、米国やEUは、暫定回復目標を達成する前に、漁獲上限を増大させることに反対している。

また、親魚資源が予想どおり増えない場合は、自動的に漁獲枠の削減等、管理措置の強化が生じるというリスクがある。



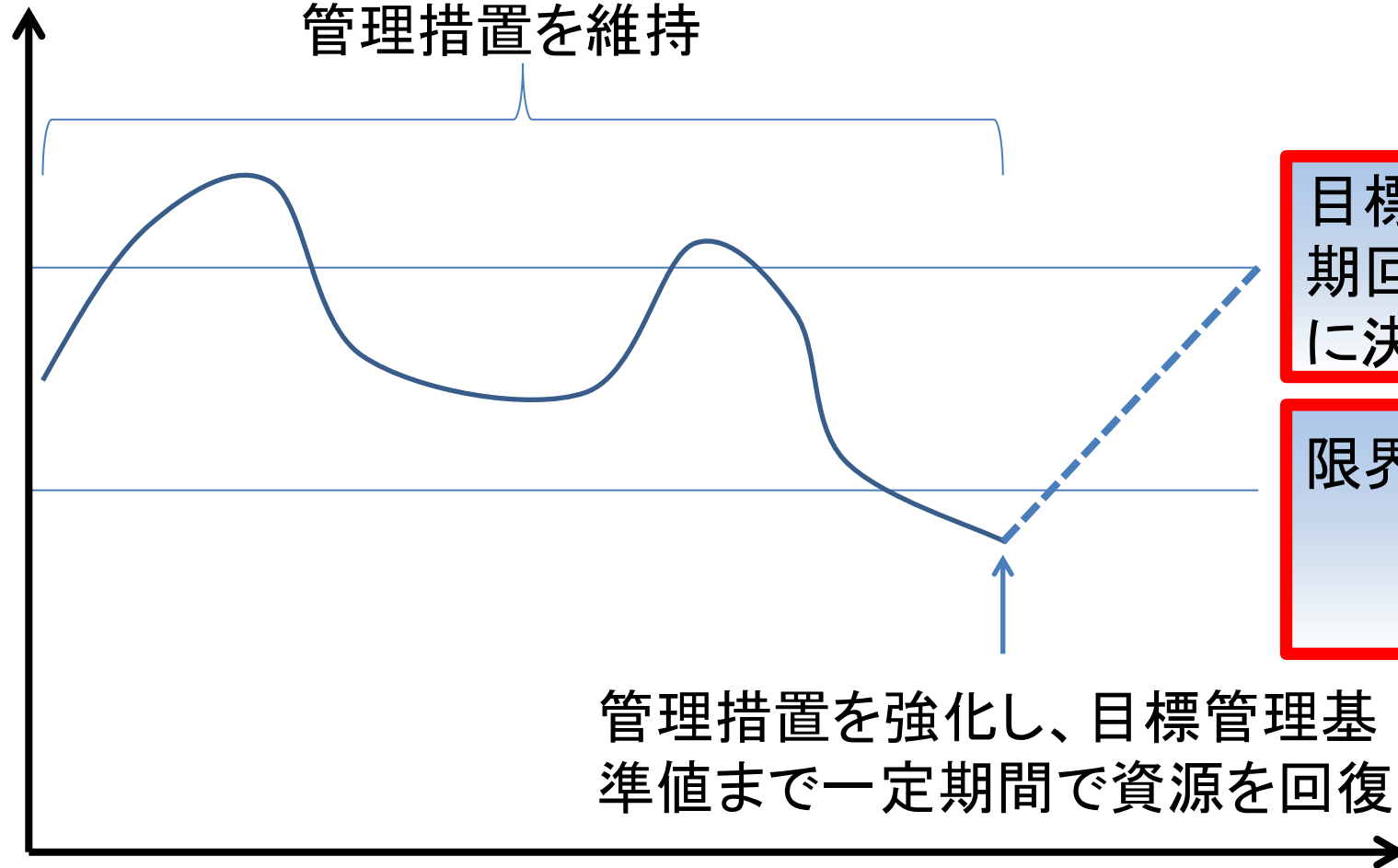
次回資源評価は、2018年2月に実施。これに基づく管理措置の改訂は、2018年12月のWCPFC年次会合による決定が必要。

⇒ 仮に今年の会合で漁獲制御ルールが合意されても、これに基づき漁獲枠が増えるのは、最速で2019年1月以降となる。

24. 日本提案(管理基準値の考え方)

親魚資源量

管理措置を維持



目標管理基準値: 次期回復目標到達までに決定

限界管理基準値:
歴史的中間値
(約4万1千トン)

管理措置を強化し、目標管理基準値まで一定期間で資源を回復

時間

これら基準値は次期回復目標に達した後に適用

25. 日本提案(緊急措置)

- 親魚の資源状態が低位にある場合には、加入の著しい低下が生じた際、迅速に管理措置を改訂する必要性
- 「緊急措置を策定すべき」というWCPFC年次会合からの示唆を考慮



「加入の著しい低下」の定義が難しいこと及び、仮に定義できたとしても、それを迅速に判断する指標がないという問題

(加入量モニタリング情報に用いている日本の曳き縄CPUE(漁獲努力量あたりの漁獲量)は、そのままでは使えず、ISCで検証する必要)



当面資源評価を毎年行い、その結果に基づき漁獲制御ルールに基づき自動的に管理措置改訂

26. 日本提案(小型魚から大型魚への移行)

漁獲対象を小型魚から大型魚へと移行することにより、

- ・ 資源回復が早まる

(まき網による小型魚の漁獲枠250トンを、大型魚に振り替えることにより、暫定回復目標の達成確率は62%から73%に上昇)

- ・ 最大持続生産量が上昇する

(大型魚の漁獲の方が、小型魚の漁獲より、資源に与える影響が小さいことから、持続的に漁獲できる量が増加)

ことが期待される。



漁獲制御ルールの中に「大型魚に振り替える場合はX倍漁獲可能」を挿入

27. 漁獲証明制度

- 大西洋クロマグロは2008年から、ミナミマグロは2010年から導入。太平洋クロマグロについては、WCPFC及びIATTCにおいて重要課題。
- 我が国に輸入される太平洋クロマグロについても、輸入先国・地域が行っている漁獲管理・蓄養管理のモニタリングを強化する必要。



- 昨年の合同会合において、漁獲証明制度の目的、基本的構成及び作業計画の案を日本が作成し、今年の合同会合に提出することで合意。

28. 漁獲証明制度に関する日本提案の内容

- 制度の目的は違法漁獲物の市場からの排除
- 電子システムにするか紙ベースにするか議論
- 制度に含まれるべき基本的な項目名(目的、一般原則、定義、実施主体、様式等)を列記
- 今後の作業計画として以下を提案
 - 2017年 当該案に合意
 - 2018年 第1回技術会合を開催
 - 2019年 第2回技術会合を開催
 - 2020年 第3回技術会合を開催し、制度案を北委員会及びIATTCに提出

29. 日本提案のまとめ

1. 次期管理目標は2034年までに $B_{F=0}$ 20%まで親魚資源を回復（ただし加入の想定が異なり目標を達成できない場合は回復計画を見直し、また $B_{F=0}$ 20%は必要に応じて見直し）
2. 回復確率が60%を切ると自動的に管理措置を強化。65%を維持する限り小型魚増枠可能（大型魚を漁獲する場合はX倍）
3. 目標管理基準値は後刻決定、限界管理基準値は4万1千トン
4. 緊急措置として、当面毎年資源評価を実施し、回復確率が60%を切れば自動的に管理措置を強化
5. 漁獲証明制度については、制度の目的、基本的構成及び作業計画の案を提示

Ⅲ. 国内の管理の方向性について

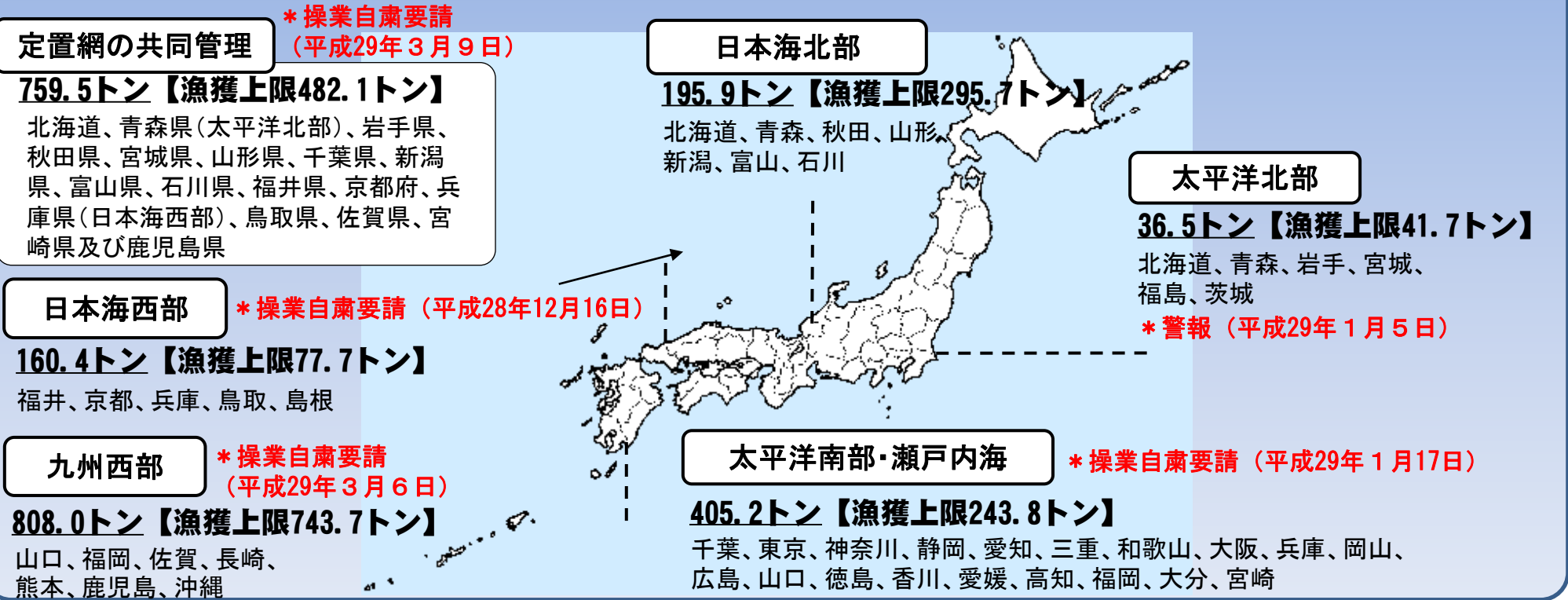
30. 第2管理期間の漁獲状況について【平成29年7月31日時点】

○30キロ未満小型魚の漁獲量 4,341トン【漁獲上限4,007トン】

- (管理期間：沿岸漁業以外はH28.1～12 沿岸漁業はH28.7～H29.6)
- ・ 大中型まき網漁業 1,938トン【漁獲上限2,000トン】
 - ・ 近海竿釣り漁業等 37トン【漁獲上限 106トン】
 - 〔 近海竿釣り漁業 26トン〕
 - 〔 かじき等流し網漁業等 11トン〕

ブロックごと	区 分
漁獲上限の7割	注意報
〃 8割	警 報
〃 9割	特別警報
〃 9割5分	操業自粛要請

・ 沿岸漁業（曳き縄、定置網等）2,365トン【漁獲上限1,901トン（※水産庁留保枠16.3トンを含む。）】



○30キロ以上大型魚の漁獲量 4,368トン【漁獲上限4,882トン】

31. 第2管理期間の超過量の差し引きについて

1. 第2管理期間の超過量

	漁獲量	漁獲枠	超過量
小型魚	4,341トン	4,007トン	-333.5トン
大型魚	4,368トン	4,882トン	なし

(超過の内訳)

・ 超過した都道府県：25道府県(*)、-587トンの超過

・ 超過していない都道府県等：14都府県と沖合漁業、253トンの残枠

<-333.5トン>

*超過した25道府県は、北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、島根県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

2. 超過量の処理方針

・超過した25道府県の超過量587トンについて道府県と協議し、以下のとおりとした。

①原則	超過分は各々の第3管理期間の漁獲枠から差し引き
②分割(*)条件	第3管理期間からの差引数量は、当初枠の2割を限度。これを超える場合は③の期間で分割差し引き
③分割期間	超過量を当初枠の2割で除して少数点以下切り上げ

* 分割の場合、国は、WCPFCのルール上、第3期に一括で差し引き。このため、後年度負担分は、国が立て替えし、第2期の残枠を、さらに不足する分については、第3期のまき網から留保枠に移譲のあった250トンを充当。

(参考)都道府県別の第2管理期間の漁獲状況等について

【単位:トン】

都道府県	超過 道府県	漁獲量 (A)	漁獲枠 (B)	超過量 (B)-(A)	第3期から の差引数量
北海道	○	114.19	113.0	-1.2	1.19
青森県		166.6	256.3	89.7	-
岩手県	○	69.8	68.5	-1.3	1.34
宮城県	○	89.1	52.9	-36.2	10.58
秋田県	○	25.2	21.5	-3.7	2.02
山形県	○	8.838	8.800	-0.038	0.038
福島県		3.7	7.9	4.2	-
茨城県	○	23.1	18.9	-4.2	3.78
千葉県	○	67.4	51.5	-15.9	10.30
東京都		8.4	9.6	1.2	-
神奈川県	○	46.7	32.9	-13.8	6.58
新潟県	○	80.2	55.5	-24.7	11.10
富山県	○	116.0	86.3	-29.7	16.74
石川県	○	114.5	65.8	-48.7	13.16
福井県	○	65.4	21.9	-43.5	4.38
静岡県	○	31.9	24.2	-7.7	4.84
愛知県		0.0	0.0	0.0	-
三重県	○	126.0	23.4	-102.6	4.68
京都府	○	84.5	20.6	-63.9	4.12
大阪府		0.0	0.0	0.0	-

都道府県	超過 道府県	漁獲量 (A)	漁獲枠 (B)	超過量 (B)-(A)	第3期から の差引数量
兵庫県	○	4.3	2.3	-2.0	0.08
和歌山県		15.8	23.0	7.2	-
鳥取県		1.0	1.7	0.7	-
島根県	○	157.6	73.0	-84.6	5.28
岡山県		0.0	0.0	0.0	-
広島県	○	0.04	0.00	-0.04	0.04
山口県		84.4	85.1	0.7	-
徳島県		7.2	7.8	0.6	-
香川県		0.0	0.0	0.0	-
愛媛県		5.9	7.2	1.3	-
高知県	○	72.7	64.7	-8.0	8.03
福岡県	○	7.9	7.0	-0.9	0.90
佐賀県	○	11.4	1.1	-10.3	0.22
長崎県	○	694.3	645.2	-49.1	31.40
熊本県	○	5.1	1.7	-3.4	0.34
大分県		0.2	0.6	0.4	-
宮崎県	○	39.3	14.7	-24.6	2.94
鹿児島県	○	16.6	10.1	-6.5	2.02
沖縄県		0.0	0.0	0.0	-

* 第3期からの差引数量計146.1トン

32. 第3管理期間の漁業種類別漁獲枠(差し引き後)

小型魚漁獲枠

項目		第3管理期間差 引前数量(A)	超過分の差引 数量(B)	第3管理期間 の漁獲枠 (A)－(B)
沖合漁業	大中型まき網漁業	1,500トン	0トン	1,500トン
	近海竿釣り漁業等	62トン	0トン	62トン
	かじき等流し網漁業	44トン	0トン	44トン
沿岸漁業		1885.3トン	146.1トン	1739.2トン
留保枠		265.7トン	187.4トン	78.3トン
合計		3,757トン	333.5トン	3,423.5トン

33. 第3管理期間のくろまぐろ管理

第3管理期間の特徴

第2管理期間	第3管理期間
・全国を6ブロックに分けたブロック管理	・都道府県別の管理を基本
・定置網の全国規模の管理	・同左を継続
・(新規)	・漁船漁業等の広域管理 ※都道府県別の漁獲枠が極めて小さくなるなど管理が困難な都道府県を念頭
・留保枠 16.3トン	・留保枠 新たに250トン ※差し引き等を考慮しない場合の量です。

その他特記事項

- ① まき網漁業の小型魚の漁獲枠を現行の2,000トンから1,500トンに削減
- ② 削減分の500トンのうち、250トン大型魚へ、残りの250トン留保枠

34. 第3管理期間のイメージ

国の基本計画

○小型魚:3,423.5トン

(大臣管理分) まき網:1,500トン/近海かつお・まぐろ漁業:62トン/流し網:44トン

(知事管理分) 1,739.2トンを各都道府県別に配分

※留保枠78.3トン

○大型魚:5,132トン

都道府県計画

【小型魚(知事管理分1,739.2トン)】

都道府県別管理を基本

都道府県枠が小さい等の場合は…

漁船漁業等の広域管理

【大型魚】 国全体で管理

定置網の共同管理

地域内の漁獲管理ルール作り

操業時期の調整や漁獲量配分のさらなる細分化を含む詳細な漁獲管理などきめ細かな取組を促進。

35. 都道府県(沿岸漁業)の管理のイメージ

都道府県別管理①

福島県7.90トン	茨城県15.12トン	東京都9.60トン
鳥取県1.70トン	島根県67.72トン	山口県85.10トン
徳島県7.80トン	愛媛県7.20トン	高知県56.67トン
福岡県6.10トン	熊本県1.36トン	宮崎県11.76トン

都道府県別管理②(定置網は共同管理)

北海道54.50トン	青森県116.00トン	秋田県11.40トン
山形県8.60トン	千葉県32.00トン	神奈川県14.13トン
石川県2.30トン	静岡県14.52トン	三重県14.16トン
京都府1.00トン	兵庫県1.90トン	和歌山県13.90トン
長崎県584.90トン	鹿児島県3.38トン	



ただし、漁獲枠が極めて小さいなどの場合は...

漁船漁業等の広域管理

定置網の共同管理

漁船漁業等の広域管理

岩手県、宮城県、新潟県、富山県、
福井県、愛知県、大阪府、岡山県、
広島県、香川県、佐賀県、大分県、
沖縄県
合計 7.94トン

定置網の共同管理

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、
静岡県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、佐賀県、長崎県、鹿児島県
合計 580.54トン

※小型魚(知事管理分1,739.20トン)

(参考)管理期間

- 大臣管理漁業は、毎年1月1日から12月31日まで
- 知事管理漁業は毎年7月1日から翌年6月30日まで
- * なお、WCPFCは毎年1月1日から12月31日まで

【管理期間】

	H28年(2016年)												H29年(2017年)												H30年(2018年)											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
○大臣管理漁業 まき網・流し網 竿釣り 1/1～12/31	← 第2管理期間 →												← 第3管理期間 →												← 第4管理期間 →											
○知事管理漁業 ・7/1～6/30	← 第2管理期間 →												← 第3管理期間 →												← 第4管理期間 →											
◎WCPFCの管理年 1/1～12/31	← →												← →												← →											

36. 第3管理期間の漁獲状況について【速報値(概数)】

I. 30キロ未満小型魚の漁獲量 【全体漁獲枠3,423.5トン】

1. 大臣管理漁業（平成29年1月から12月まで）

- 大中型まき網漁業 721トン （平成29年7月末報告）
【漁獲枠1,500トン】
- 近海竿釣り漁業等とかじき等流し網漁業等 128.4トン （平成29年7月21日報告/速報値）
【漁獲枠 106トン】 ***操業自粛要請(7月21日)**
 - 近海竿釣り漁業等 84.2トン（漁獲枠 62トン）
 - かじき等流し網漁業等 44.2トン（漁獲枠 44トン）

2. 知事管理漁業（平成29年7月から平成30年6月まで）【漁獲枠1,739.2トン】

- ・ 7月分の漁獲量は8月末までに報告の予定

II. 30キロ以上大型魚の漁獲量 【全体漁獲枠5,132トン】

大臣管理漁業と知事管理漁業（平成29年1月から12月まで）

2,822トン （平成29年7月末報告）

（注）漁獲量は引き続き最新情報に更新されていく点をあらかじめ留意してください。

37. くろまぐろ型TACの導入について

1. TAC指定	資源管理法施行令(政令)を一部改正し、「くろまぐろ」を追加	平成29年4月21日公布・施行
2. 国の基本計画	水産政策審議会の意見を聴き、作成	平成29年中
3. 都道府県計画	国の基本計画に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴き、作成	平成30年6月まで
4. くろまぐろ型TACの開始時期	大臣管理漁業(沖合漁業):平成30年1月から 知事管理漁業(沿岸漁業):平成30年7月から	
5. 罰則	【採捕の停止命令違反】3年以下の懲役又は200万円以下の罰金 【採捕の数量報告違反(虚偽や未報告)】30万円以下の罰金	

* 資源管理法:海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

38. 今後のスケジュール

